

日本学生支援機構奨学金【給付・貸与】について

I. はじめに ～日本学生支援機構奨学金とは～

勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援することを目的として国が実施する制度です。そのため、申し込みの要件として、以下の学業成績基準があります。この基準を満たしていることを確認の上、必要書類を準備してください。また、学業成績を満たしていても、家計基準を満たしていない場合は、不採用となりますのでご承知おきください。

◎秋募集申込時の学業成績基準

※給付奨学金については、①と②のいずれかに該当すること

学年	給付奨学金	貸与奨学金
1年生	①高校評定 3.5 以上 ②「学修計画書」から将来社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることと確認できること	高校評定 3.5 以上 (第一種か併用貸与を希望する場合のみ)
2年生	①修得単位数が 31 単位以上 ②GPA が所属学部の上位 1 / 2	2 年次前期終了時点で 47 単位以上
3年生	①修得単位数が 62 単位以上 ②GPA が所属学部の上位 1 / 2	3 年次前期終了時点で 78 単位以上
4年生	①修得単位数が 93 単位以上 ②GPA が所属学部の上位 1 / 2	4 年次前期終了時点で 109 単位以上

◎採用後、継続手続き時の学業成績基準

奨学生として採用となった後も、毎年度末に「適格認定」という審査を行い、学業成績が継続の以下の基準を満たしているか確認します。審査の結果、学業成績不振と認められた場合は、その年度をもって奨学金は廃止（打ち切り）となります。

<継続のための学業成績基準>

【貸与・給付奨学金共通】

1 年終了時 31 単位以上 / 2 年終了時 62 単位以上 / 3 年終了時 / 93 単位以上

【給付奨学金のみ】

単年度 GPA が所属する学年・学部の上位 4 分の 3 に該当すること

※（参考）2023 年度の各学部・学年における GPA 下位 4 分の 1 のライン

	1 年終了時	2 年終了時	3 年終了時
人文学部	1.96	1.87	2
法学部	1.63	1.4	1.51
経済経営学部	1.58	1.77	1.74
心理学部	2.5	1.87	2.26

II. 貸与奨学金について

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。貸与終了後は、返還の義務があなたにあります。奨学金を借りすぎて返還に困ることのないように、申し込む奨学金の種類や貸与月額等を検討してください。

<貸与奨学金の種類と貸与月額> [奨学金案内 P.6~7](#)

- 第一種奨学金：無利子

以下の額から選択 ※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用できます。

	自宅通学	自宅外通学
最高月額	54,000 円	64,000 円
最高月額 以外の月額	—	50,000 円
	40,000 円	40,000 円
	30,000 円	30,000 円
	20,000 円	20,000 円

- 第二種奨学金：有利子

20,000 円～120,000 円までの間で、10,000 円単位で額を選択

- 入学時特別増額貸与奨学金：有利子

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生を対象として一時金を支給する奨学金です。（2024 年度新入生のみ申請可能）

支給金額：100,000 円～500,000 円の中から 100,000 円単位で選択

★ 「奨学金貸与・返還シミュレーション」について

奨学金の貸与総額や、卒業後の返還月額等（目安）を事前に計算して確認することができます。

右の QR コードからアクセスし、シミュレーションしてみてください。



<第一種奨学金の貸与月額の調整【併給調整】> [奨学金案内 P.7](#)

給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。詳しくは、奨学金案内 P.7 をご確認ください。

<貸与奨学金の家計基準> [奨学金案内 P.11~12](#)

《第一種奨学金及び第二種奨学金》

- 生計維持者（原則父母）の 2024 年度住民税情報（2023 年 1 月～12 月の収入に基づく）により算出された貸与額算定基準額が収入基準に該当すること。

《入学時特別増額貸与奨学金》

- 生計維持者（原則父母）の 2024 年度住民税情報（2023 年 1 月～12 月の収入に基づく）により算出された貸与額算定基準額が 75,000 円以下となること。

※申込時に提出するマイナンバーを利用して審査を行います。

※収入基準については、「進学資金シミュレーター」で、あなたの世帯構成におけるおおよその基準額が確認できますので、冊子 P.11 に記載の QR コードからアクセスし、貸与奨学金の対象となりそうか確認してください。

★生計維持者は、原則父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

★父母が無職無収入の場合でも、生計維持者となります。詳しくは、冊子 P.13 をご確認ください。

<貸与奨学金の申込時に選択が必要な項目>

<<貸与奨学金申込者共通>>

★保証制度 [奨学金案内 P.22~27](#)

貸与奨学金（第一種及び第二種）を申し込む場合は、保証制度を以下の2つから選択します。

- ①機関保証：保証機関に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（毎月の支給額から差し引かれます）。
※保証料については、奨学金案内 P.63~65 を確認してください。
- ②人的保証：連帯保証人・保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人に引き受けてもらう必要があります。
※採用後、連帯保証人及び保証人に提出してもらう書類があります（奨学金案内 P.24 参照）。その点についても了承を得た上で、選任してください。

<<第一種奨学金申込者のみ>>

★返還方式 [奨学金案内 P.18~19](#)

第一種奨学金を申し込む場合は、返還方式を以下の2つから選択します。

- ①所得連動返還方式：所得に応じた月額で返還する。
- ②定額返還方式：借りた総額に応じた月額で返還する。

※第二種奨学金を申し込む場合は、返還方式は②が適用されます。

<<第二種奨学金申込者のみ>>

★利率 [奨学金案内 P.16](#)

第二種奨学金の利率の算定方法は、2種類あり、奨学金申込時にどちらか一方を選択します。

- ①利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。
- ②利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。

今までの実際の利率は、日本学生支援機構 HP に掲載されていますので、確認してください。

（例）令和6年6月に貸与終了（月額貸与）した場合、

- ①利率固定方式・・・1.240%
- ②利率見直し方式・・・0.600%

現在は利率見直し方式の方が低い利率が適用されていますが、今後皆さんが返還を始めるときに、必ずしも利率見直し方式の方が低いとは限りませんのでご承知おきください。

<貸与奨学金採用後の手続きについて>

<<返還誓約書の提出>>[奨学金案内 P.54](#)

奨学金採用月の下旬に、大学を通して採用書類（奨学生証、返還誓約書等）をお渡しします。書類受け取り後、指定された期日までに「返還誓約書」に必要書類を添付し、学生支援課までご提出いただけます。期日までに「返還誓約書」を提出しない場合、採用が取り消され、振込済みの奨学金を一括で返金することになりますので、ご注意ください。

「返還誓約書」には、以下の通り、該当者に署名してもらい、必要書類を添付する必要があります。

【機関保証選択者】

返還誓約書には、本人以外の連絡先として登録していただいた方の署名が必要となります。

【人的保証選択者】

返還誓約書には、連帯保証人と保証人として選任した方の署名と実印が必要となります。更に、連帯保証人と保証人の「印鑑登録証明書」の原本と、連帯保証人の直近1年間の収入が分かる証明書類（源泉徴収票等）のコピーを添付していただけます。

Ⅲ. 給付奨学金について

給付奨学金は、原則として返還義務のない奨学金です。ただし、国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。やむを得ない理由がなく、学業成績が著しく不振となった場合、返還が必要となることがあります。

<給付奨学金の給付月額> [奨学金案内 P.15](#)

給付奨学金は、採用となった支援区分に応じた月額が支給されます。

支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円
第Ⅱ区分	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円
第Ⅲ区分	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円
第Ⅳ区分	9,600 円 (10,700 円)	19,000 円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※自宅外通学月額を受け取るには、採用後にアパートの賃貸借契約書（コピー）等の証明書の提出が必要です（※1）。

※給付奨学金が採用になると、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。詳細は、貸与奨学金案内（P.7）又は給付奨学金案内 P.18 をご確認ください。

（※1）自宅外通学証明書類の提出について [奨学金案内 P.28](#)

申込時に「自宅外通学」であると申告しても、最初の2、3か月は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます。給付奨学金採用後に所定の期日までに「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を学生支援課に提出し、不備なく審査終了すると、「自宅外通学月額」に切り替わります。「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

<給付奨学金の家計基準> [奨学金案内 P.9~11](#)

- あなたと生計維持者（原則父母）の住民税情報により算出された支給額算定基準額が収入基準に該当すること。

※2024年度後期募集では、2023年分（1月1日～12月31日）の収入に基づく2024年度住民税情報により家計基準の審査をします。

※あなたと生計維持者の収入は、申し込み時に提出するマイナンバー情報より、日本学生支援機構が審査します。

※収入基準については、「進学資金シミュレーター」で、あなたの世帯構成におけるおおよその基準額が確認できますので、冊子 P.10 に記載の QR コードからアクセスし、給付奨学金の支給対象となりそうか確認してください。

- 申込時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が基準を満たしていること。（自己申告）

★生計維持者は、原則父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

★父母が無職無収入の場合でも、生計維持者となります。詳しくは、冊子 P.12 をご確認ください。

<適格認定（家計）について> [奨学金案内 P.28](#)

奨学金の支給期間中、毎年9月にあなたと生計維持者の住民税情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準による支援区分の見直しが行われます。その見直しの結果、支援区分が変わった場合は、同年10月から翌年9月までの毎月の支給額と次ページ記載の授業料減免額も変わります。

特段の事情により申し込み時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、適格認定（家計）のために収入に関する証明書類の提出が必要となりますので、ご承知おきください。

IV. 札幌学院大学経済援助奨学金（高等教育の修学支援新制度）について 奨学金案内 P.30

日本学生支援機構給付奨学金が採用となると、同時に、札幌学院大学経済援助奨学金（高等教育の修学支援新制度）も採用となります。札幌学院大学経済援助奨学金（高等教育の修学支援新制度）とは、授業料が減免される制度で、採用となった給付奨学金の支援区分に応じて、下表のとおり授業料が減免されます。

また、入学金の免除は、入学後 3 か月以内に日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免申請を行った方が対象となります。

	授業料減免額（年間）	入学金 ※前期採用の新生のみ
第Ⅰ区分	700,000 円	120,000 円
第Ⅱ区分	466,700 円	80,000 円
第Ⅲ区分	233,400 円	40,000 円
第Ⅳ区分	175,000 円	30,000 円

※減免されるのは「授業料」のみですので、その他の「教育充実費」等の納入は必要となります。

→ この制度を受けるためには、給付奨学金申し込み時に、下記 2 点の書類が提出になります。忘れずにご提出ください。（提出締切日については、別途配布している「2024 年度 日本学生支援機構奨学金（秋募集）新規申込みについて」をご確認ください。）

①大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書

※学生本人と学費負担者の押印が必要です。

②高等教育の修学支援制度に伴う授業料・入学金納付金返還願

※後期学費を納入期日までに納入している方のみ、提出が必要です。

※学生本人と学費負担者の押印、そして学費負担者の口座情報が必要です。

<給付奨学金の「適格認定（家計）」による授業料減免額の変更について> 奨学金案内 P.28

毎年 9 月に行われる給付奨学金の「適格認定（家計）」により、同年 10 月から翌年 9 月までの支援区分が変動した場合、それに応じて、後期授業料の減免額が変動します。後期の学費納付書については、10 月下旬頃に「適格認定（家計）」で確定した支援区分に基づく授業料減免額を印字したものを財務課より送付いたします。